

## 蒲郡市就学援助費事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、蒲郡市が行う援助（以下「就学援助」という。）の事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第9号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者から蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 蒲郡市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に在学している児童生徒の保護者
- イ 国立、県立若しくは私立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者であって、蒲郡市に住所を有するもの

#### (2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- イ 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）
  - (ア) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
    - a 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
    - b 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号。以下「市税条例」という。）第28条に基づく市民税の非課税
    - c 市税条例第49条に基づく市民税の減免
    - d 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免
    - e 市税条例第57条に基づく固定資産税の減免

- f 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- g 蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）第29条に基づく国民健康保険税の減免
- h 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- i 生活福祉資金による貸付け

(イ) (ア)以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- a 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- b 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- c PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- d 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- e 経済的な理由による欠席日数が多いもの

2 前項第2号イによる要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者については、当該世帯の所得額が生活保護基準による合計額の1.3倍程度を超えないものとする。ただし、当該世帯に特別な事情があり、準要保護者と認める必要がある場合については民生委員及び学校長と協議の上、1.3倍程度を超えて認定することができるものとする。

（援助費目及び支給額）

第3条 要保護者又は準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対する援助費目及び支給時期は別表のとおりとし、支給額は毎年度教育長が定め、予算の範囲内で援助する。

（援助の申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書兼世帯票（第1号様式。以下「申請書兼世帯票」という。）を教育委員会へ提出するものとする。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、教育的立場か

らの校長の意見に基づきその内容を審査し、速やかに認定するものとする。

- 2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができる。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、認定終了後、申請書兼世帯票を認定台帳として保管する。

- 2 教育委員会は、要保護又は準要保護児童生徒の個人ごとの支給額（実費を支給するものについては、確定までの予定額）を決定したのち、就学援助費支給計画通知書（第2号様式。以下「支給計画書」という。）を作成し、当該要保護又は準要保護児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

(就学援助費の支給方法)

第7条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

- 2 前項のほか、校長が要保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に支給するとともに、口座振替申出書兼委任状（第3号様式）を整理保管する。

(年度中途の認定及び取消)

第8条 教育委員会は、転入学した者若しくは災害等により年度の中途において要保護又は準要保護児童生徒の認定を必要とする者について、第4条から第6条までの例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

- 2 年度中途の認定を受けた者の援助費の支給額及び支給時期は、教育長が別に定める。この場合において、年度中途に蒲郡市に転入した者が、当該年度に前住所地の自治体において、同種の援助費の支給を受けている場合は、当該支給に係る援助費目については支給しないものとする。

- 3 教育委員会は、年度中途において転出、死亡等により援助を必要としなくなったと認められる者について、認定を取り消すものとする。

- 4 年度中途の取消しを受けた者の支給額は、教育長が別に定める。

(就学援助費の返還)

第9条 教育委員会は、要保護者等が偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたことが明らかになったときは、その者に支給した就学援助費の全部又

は一部の返還を命ずることができる。

(補助機関)

第10条 教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は、次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、要保護者等から受領等について委任を受ける場合は、就学援助費個人支給明細書（第4号様式。以下「支給明細書」という。）を作成し、支給の都度整理する。
- (2) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書、証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (3) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の蒲郡市就学援助費事務取扱要綱の規定は、令和7年度以後の年度に小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対する分の就学援助費について適用し、令和6年度まで蒲郡市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対する分の就学援助費については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 援助費目           |                      | 要：要保護者<br>準：準要保護者     |                               | 内容                                                                                                                                          | 支給<br>時期          |
|----------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|                |                      | 蒲 郡 市<br>立 学 校<br>に在学 | 市 内 在<br>住で、国<br>県 私 立<br>に在学 |                                                                                                                                             |                   |
| 学用品費等          | 学用品費                 | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：該当                  | 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）又はその購入費                                                                                   | 6月、<br>11月、<br>3月 |
|                | 通学用品費                | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：該当                  | 児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費                                                                                                |                   |
|                | 校外活動費<br>（宿泊を伴わないもの） | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：該当                  | 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（以下「校外活動」という。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科                                                            |                   |
| 校外活動費（宿泊を伴うもの） |                      | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：該当                  | 児童生徒が、校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（学年を通じて1回に限る。）                                                                                | 実施後               |
| 修学旅行費          |                      | 要：該当<br>準：該当          | 要：該当<br>準：該当                  | 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。） | 実施後               |
| 新入学児童生徒学用品費    |                      | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：該当                  | 新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費                                                                          | 3月、5月             |
| 医療費            |                      | 要：該当<br>準：該当          | 要：なし<br>準：なし                  | 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額                                                                                  | 実施後               |
| 学校給食費          |                      | 要：なし<br>準：該当          | 要：なし<br>準：なし                  | 児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額                                                                                                                  | 毎月                |